

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第3号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年寒川町規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条第1項中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第21条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第18

条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。